

元岡中地区新設中学校 通学区域協議会

日時：令和4年6月6日（月）14：00～

会場：元岡公民館 講堂

— 會議次第 —

1 教育委員会挨拶

2 協議会委員の紹介

3 議事

- (1) 協議会会則（案）及び傍聴要領（案）について - 資料 1

- (2) 委員長、副委員長の選出について

- (3) 西都地区新設小学校通学区域協議会からの申し送り事項について
- 資料 2

- (4) 協議会の進め方について - 資料 3

- (5) 資料等の周知について - 資料 4

- (6) 通学区域の基本的な考え方について - 資料 4・5

4 連絡事項

- (1) 次回開催日程、会場

日時：令和4年7月上旬

会場：元岡公民館（予定）

- (2) 議事 (予定)

通学区域（案）の提示及び協議・検討

1 協議会会則（案）及び傍聴要領（案）について

元岡地区新設中学校 通学区域協議会会則（案）

（目的）

第1条 この会則は、元岡中学校校区における新設中学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この会の名称は、元岡地区新設中学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（所管事項）

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- （1）通学区域についての意見集約に関すること。
- （2）通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- （3）通学区域の集約後、開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は別表第1のとおり組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めたときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

（役員）

第5条 協議会に委員長1名、副委員長3名を置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は教育委員会教育環境部通学区域課に置く。

（解散）

第8条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

（雑則）

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この会則は、令和4年6月 日から施行する。

別表第1 協議会組織

組 織	氏 名	役 職
元岡校区 自治協議会代表	濱地 実	元岡校区自治協議会会長
	藤野 普久	田尻東町内会会長
	三苫 一美	田尻西町内会会長
周船寺校区 自治協議会代表	福島 友臣	周船寺校区自治協議会会長
	波多江 孝	周船寺校区自治協議会副会長
	鶴田 順子	周船寺校区自治協議会副会長
西都校区 自治協議会代表	赤池 成昭	西都校区自治協議会会長
	荒木 正彦	徳永町内会会長
	江田 俊弘	西都自治会会長
元岡公民館	三好 恵美子	元岡公民館館長
周船寺公民館	内川 義則	周船寺公民館館長
西都公民館	江口 辰男	西都公民館館長
元岡中学校 P T A 代表	三島 康成	元岡中学校 P T A 会長
	高橋 ゆかり	元岡中学校 P T A 副会長
元岡小学校 P T A 代表	森 幸太郎	元岡小学校 P T A 会長
	濱地 良斉	元岡小学校 P T A 副会長
周船寺小学校 P T A 代表	高木 太郎	周船寺小学校 P T A 会長
	坂口 存澄	周船寺小学校 P T A 副会長
西都小学校 P T A 代表	中尾 大輔	西都小学校 P T A 会長
	奥村 大輔	西都小学校 P T A 副会長
関係小・中学校	箱島 徳人	元岡中学校校長
	河野 真治	元岡小学校校長
	笠 宏照	周船寺小学校校長
	檜尾 好民	西都小学校校長

元岡地区新設中学校通学区域協議会 傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、元岡地区新設中学校通学区域協議会会則（以下「会則」という。）第6条の規定に基づき、元岡地区新設中学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

第2条 協議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人への指示)

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は令和4年6月 日から施行する。

様式

年	月	日
元岡地区新設中学校通学区協議会		
整 理 番 号 票		
NO. _____		
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、 係員の求めに応じて提示してください。		

元岡地区新設中学校通学区域協議会への申し送り事項

西都地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）は令和元年8月29日に発足し、令和2年12月23日開催の第6回協議会をもって、その目的を達成したため、役割を終えました。

協議会においては、途中で元岡中学校を分離新設することが決定したため、新設中学校の候補地が決定したのち、中学校の通学区域と併せて協議を再開することとし、中断した経緯があります。

そのため、本協議会において新設中学校の通学区域に関して出された意見について、新設中学校通学区域協議会に申し送りをいたします。

新設中学校の通学区域決定の際には、下記の意見を参考にして協議を行っていただくようお願いします。

記

○協議会においては、新設中学校には周船寺小学校と西都小学校の卒業生が進学する、という意見と、新設小学校と西都小学校の卒業生が進学する、という意見が出され、協議会として意見を集約するには到りませんでした。

（具体的な意見）

- ・西都1丁目と西都2丁目は同じ町内会であり、繋がりを維持するため、中学校は新設中学校で一緒になりたい。
- ・周船寺校区に新設される中学校なので、周船寺小学校の卒業生は新設中学校に進学したい。
- ・遠距離通学が解消されるよう、進学先を決めてもらいたい。

令和3年1月13日

西都地区新設小学校通学区域協議会

委員長 江藤 豪

R 2 年度 第 5 回西都地区新設小学校通学区域協議会資料より抜粋

(4) 分離新設をしない場合の元岡中学校の推計

年度	令和 2 年度 (実数)	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
学級数	29	33	31	33	34	35	35
生徒数	953	1,010	1,060	1,150	1,180	1,220	1,230

(5) 小学校の組み合わせごとの中学校の令和 8 年度の推計

案 1 周船寺小と西都小を新設中とする場合

	新設中 (周船寺小と西都小)	元岡中 (元岡小と新設小)
学級数	21	17
生徒数	700	540

案 2 西都小と新設小を新設中とする場合

	新設中 (西都小と新設小)	元岡中 (元岡小と周船寺小)
学級数	19	20
生徒数	620	620

4 協議会の進め方について

資料 3

元岡地区新設中学校の通学区域協議の進め方(案)

	通学区域協議会	事務局（教育委員会）
4 月		
5 月		
6 月	【第 1 回】 ○委員紹介、会則の承認 ○正副委員長の選出 ○今後のスケジュール確認 など	6 月議会 ・元岡地区新設中整備に関する基本計画の報告
7 月	【第 2 回】 ○通学区域案の提示	
8 月		(アンケート・個別説明) ・通学区域案に関する保護者、地域へのアンケート調査 ・関係する町内会・PTAへ通学区域案の説明、意見集約など
9 月	【第 3 回】 ○アンケート結果報告 ○通学区域案（修正案）の提示	
10 月		アンケート結果を受けた通学区域案の周知
11 月	【第 4 回】 ○意見に対する回答案 ○通学区域案（最終案）の提示 ○通学区域案の決定	
12 月	通学区域案に関する確認書作成	通学区域案に関する確認書受理
1 月		通学区域審議会に諮問
2 月		教育委員会会議で 新設中の通学区域を決定
3 月		

5 資料等の周知について

1 協議会の公開について

- (1) 協議会の会議については、原則公開とする。
- (2) 会議の傍聴要領を資料 1-2 のとおり規定し、傍聴席の確保に努める。

2 協議会ホームページ開設

教育委員会のホームページに協議会開催状況に関するページを開設し、開催日程や会議資料について掲示を行い、広くお知らせする。

3 資料等の周知について

- (1) 会議の開催内容や結果の概要について、「協議会ニュース（仮称）」を作成し、保護者及び地域等へ広くお知らせすることで、理解を得られるよう努める。
- (2) お知らせの方法及び範囲については、関係各位のご協力をいただきながら、以下の内容を検討する。
 - ① 保護者及び地域の方々へ
 - ・町内会等より「協議会ニュース（仮称）」を全戸へ配布していただく
 - ・公民館や学校で「協議会ニュース（仮称）」の掲示 など
 - ② 一般の方々へ
 - ・さいとびあなどの公共施設に加え、駅、大型商業施設などに「協議会ニュース（仮称）」を配付し、掲示していただく

6 通学区域の基本的な考え方について

1 通学区域設定の基本的な考え方

元岡地区の新設中学校における通学区域設定の基本的な考え方については、下記のとおりとする。

- (1) 元岡中学校の過大規模（31学級以上）の解消
※令和3年度から31学級以上となっている【令和4年度：35学級】
- (2) 新設中学校が適正規模（12～24学級）となるよう設定

2 設定にあたり配慮する点

通学区域の設定にあたっては、可能な限り以下の点に配慮する。

- (1) 地域コミュニティに配慮し、出来るだけ小学校単位で設定する。
- (2) 通学区域の区分にあたっては、できるだけ交通上の安全を確保する。
 - ◎鉄道、自動車等による危険から防止する。
- (3) できるだけ通学距離を適正にする。

元岡中学校 校区図

資料 5

